

第69回全国植樹祭協賛による森林づくり活動事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、第69回全国植樹祭協賛要綱(以下「要綱」という。)別表2で掲げる「海岸防災林における企業等植樹機会の提供」について、第69回全国植樹祭福島県実行委員会(以下「実行委員会」という。)が必要な事項を定めるものです。

(植樹対象者)

第2 実行委員会に対し、平成29年12月末日までに250万円相当以上の協賛をいただいた法人、その他団体又は個人で、海岸防災林における植樹機会の提供を希望する方を「植樹対象者」とします。

(植樹の決定等)

第3 植樹対象者は、別紙様式1「植樹計画書」を実行委員会事務局(福島県農林水産部森林保全課)に提出していただきます。

2 植樹計画書を受理した実行委員会事務局は、日時、植樹する海岸防災林の場所、その他必要となる事項を植樹対象者と相談させていただいたうえ、別紙様式2「植樹決定通知書」を植樹対象者へ送付します。

(海岸防災林への植樹)

第4 植樹対象者は、実行委員会が準備する植樹会場において植樹活動を行うことができます。

なお、植樹方法等については、実行委員会であらかじめ指定させていただきます。

(費用負担)

第5 植樹に関する役割及び費用負担は、以下のとおりとします。

(1) 実行委員会：植樹会場の確保、植樹する苗木の手配

(2) 植樹対象者：会場までの交通費、活動保険料を始めとした植樹を行うに当たって必要となる経費

2 前項第1号において実行委員会が手配する苗木は、協賛金額250万円で250本とし、以上協賛金額1万円につき1本追加します。

3 植樹対象者から植樹に要する道具の貸与の要望があった場合、実行委員会は可能な範囲で道具の確保に努めることとします。

(財産等の権利)

第6 植樹対象者が植樹した苗木の所有権は福島県に帰属するものとします。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項については実行委員会と植樹対象者が協議して定めることとします。

第8 この要領は、平成27年11月18日から施行します。

植樹計画書

平成 年 月 日

第 6 9 回全国植樹祭福島県実行委員会

会長 内堀 雅雄 様

住 所

名 称

株式会社（役職）

印

第 6 9 回全国植樹祭開催記念として、下記のとおり海岸防災林における植樹を申し込み
ます。

記

植樹希望時期 平成 年 月～ 月

<留意事項>

- 1 実行委員会に対し、平成 2 9 年 1 2 月末日までに 2 5 0 万円相当以上の協賛を行った
場合に対象となります。
- 2 1 月から 6 月までに協賛を行った場合は当該年の 7 月から 1 2 月まで、7 月から 1 2
月までに協賛を行った場合は翌年の 1 月から 6 月までを植樹時期の目安としてくださ
い。
- 3 本計画書の受理後、実行委員会事務局から日程や植樹会場等についてご相談させてい
ただき、概要が固まり次第、植樹決定通知書（別紙様式 2）をお送りいたします。

植樹決定通知書

平成 年 月 日

株式会社（役職） 様

第69回全国植樹祭福島県実行委員会

会長 内堀 雅雄 印

平成 年 月 日付けで貴社（貴団体、あなた）から申し込みがありました海岸
防災林への植樹については下記のとおり決定しました。

記

- 1 植樹日時 平成 年 月 日
- 2 植樹場所 南相馬市 区 ×× - ×（面積 m²）
- 3 提供苗木 クロマツ 本